

本年10月『地域包括ケア病棟』開設のご案内

平成26年10月から、当センター南棟1階病棟を『地域包括ケア病棟』として運用することとなりました。

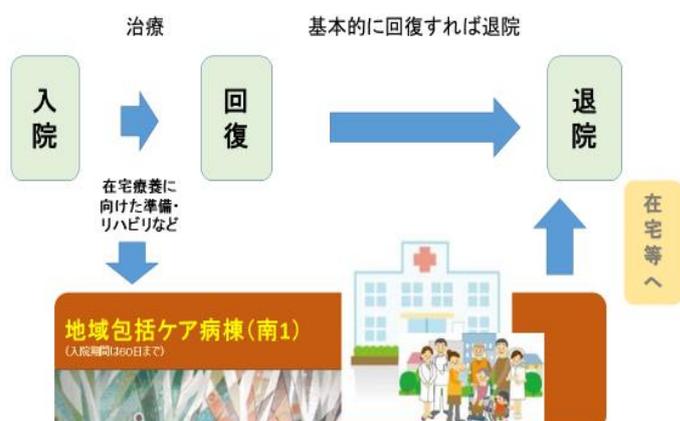
『地域包括ケア病棟』とは、平成26年4月の診療報酬改定で地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たに設けられた入院制度で、急性期医療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さまに対し、在宅復帰に向けて医療管理、看護、リハビリなどを行うことを目的とした病棟です。

入院の対象となる患者さまは、自宅、グループホームあるいは有料老人ホームなどに復帰予定で、急性期の入院治療により症状は改善、安定し、もう少し経過観察、在宅復帰に向けたリハビリテーション、在宅での療養準備が必要な方となります。入院期間は、状態に応じ調整いたしますが、60日を限度としております。



開業医の先生方からのご紹介に対しましては、従来どおり診療情報提供を受けた診療科が中心となり原則一般病床で対応させていただきます。なお、『地域包括ケア病棟』への転棟が必要と主治医が判断し、患者さま・ご家族さまへ提案後、ご了承いただいた場合に『地域包括ケア病棟』へ移動し、継続入院していただく形となります。

また、在宅療養支援登録患者さまにつきましては、引き続き南3病棟が中心となり対応させていただきます。



※ ご不明な点は、当センターの医事課または地域医療連携室まで、お気軽にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】 国立長寿医療研究センター 財務経理部 医事課

TEL (0562) 46-2311 (内線 2301)

FAX (0562) 88-3009